

第3項 土壌汚染対策の推進

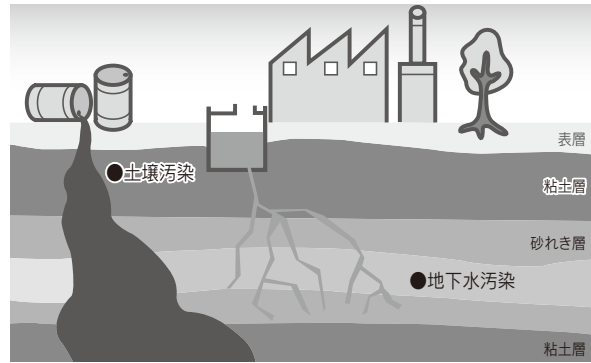
1 有害物質使用事業場に対する立入指導 【環境保全課】

土壌・地下水は一度汚染されてしまうと、元の状態に戻すために多くの時間と費用が必要となり、原因事業者を主として多大な負担が発生します。そのため、土壌や地下水の汚染は未然に防止することが重要です。平成24年6月に改正「水質汚濁防止法」が施行され、新たに有害物質の地下浸透防止のための構造基準等について遵守義務が創設されました。県では、構造基準等の適合状況を立入調査により確認し、指導・助言を行っています。

また、「群馬県の生活環境を保全する条例」では、「有害物質を使用する事業者は、定期点検や事故時に有害物質が地下に浸透するおそれがあれば調査をして知事に報告する。」ことを義務付けています。

土壌・地下水汚染の仕組みは図2-4-1-20のとおりです。

図2-4-1-20 土壌・地下水汚染の仕組み



2 市街地における土壌汚染対策の推進 【環境保全課】

(1) 土壌汚染対策法

土壌の汚染状況の把握や汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた「土壌汚染対策法」により、土地所有者等に対し、一定の契機をとらえた土壌汚染状況調査が義務付けられています。

この調査により、土壌中に一定の基準（指定基準）を超える有害物質が検出された土地について、県知事・政令市長（前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市）が区域指定し、土地所有者等は汚染状況に応じ汚染の除去等の必要な措置を実施しなければなりません。

県内においては、平成30年3月末現在、区域指定されているのは29区域（桐生市内（3か所）・渋川市内（2か所）・富岡市内（5か所）・安中市内（3か所）・東吾妻町内（2か所）・玉村町内・明和町内・大泉町内・前橋市内（5か所）・高崎市内（4か所）・太田市内（2か所））の土地です。

(2) 土地改変時の届出等・汚染土壌処理業許可状況

平成29年度における一定規模以上の土地改変時の県への届出状況は191件（政令市は94件）であり、うち15件（政令市は4件）に調査命令

を発出しました。

表2-4-1-23 「土壌汚染対策法」第4条届出処理状況

		平成29年度
総届出数		191件 (94)
	調査命令あり	15件 (4)
	基準超過あり	2件 (1)

（注）括弧内は、前橋市、高崎市、伊勢崎市及び太田市における件数で内数になります。

なお、汚染土壌処理業については、平成29年度中には許可申請がなされませんでした。

汚染土壌処理施設は、設置に当たって廃棄物処理施設と同様な法手続きを経るとともに、廃棄物処理施設と兼用・併設されることが多く、また、人の健康を害するおそれがある特定有害物質で汚染された土壌を受け入れるものであることから、平成25年3月に廃棄物の事前協議規程を改正し、同規程の対象施設に汚染土壌処理施設等を追加することで、設置の適正化と手続きの合理化を図りました。

(3) 坂東工業団地周辺土壌・地下水汚染問題

坂東工業団地（渋川市北橘町）周辺においては、昭和30年代後半に埋設されたカーバイド滓を原因とする土壌汚染によって、地下水汚染（テトラクロロエチレン等）が確認されています。

この事案に関して、健康被害が生じるおそれがないよう、県は周辺地下水のモニタリングを継続しています。